

特定非営利活動法人 日本レーザー医学会

定 款

特定非営利活動法人 日本レーザー医学会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本レーザー医学会と称し、略称を NPO 法人日本レーザー医学会とし、英文表記は Japan Society for Laser Surgery and Medicine と表示し、英文略称を JSLSM とする。

(事務所等)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、レーザーに関する医学、生物学及び工学における研究と技術の向上のため、学術大会の開催等により、医学と医療の発展及び学術交流を図り、社会に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) レーザー医学に関する学術大会の開催
- (2) レーザー医学に関する講演会及びセミナー等の開催
- (3) レーザー医学に関する専門医等の資格認定事業
- (4) レーザー医学に関する会誌及び図書の刊行等による普及事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会する個人
- (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会しレーザー医学に関心のある学生及び

大学院生

- (3) 名誉会員 レーザー医学の進歩普及に多大の貢献のあった個人
- (4) 特別会員 この法人の発展に貢献した又はこれに準ずる個人
- (5) 賛助会員 この法人の事業に賛助するために入会した団体

(入会)

第7条 名誉会員及び特別会員以外の会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 名誉会員及び特別会員以外の会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事会に申し込むものと、理事会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 名誉会員及び特別会員は、理事会の議決を経て、会員となる。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 名誉会員及び特別会員は、入会金及び会費の納入を要しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 20人以上45人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において選出する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 副理事長は、理事長が理事の中から任免する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 6 監事は、総会で選任する。
- 7 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること、並びに理事会に出席して意見を述べること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、監事を総会で選任するため、後任の監事が選任されていない場合に限り、定款で定められた任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長することができる。

- 3 理事の定年は65歳とし、理事長及び副理事長の定年は67歳とする。この場合、任期満了までは在任できるものとする。
- 4 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は評議員会において評議員総数の3分の2以上の議決により、監事は総会において出席者総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、当該役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(評議員)

第20条 この法人に、80人以上120人以下の評議員を置く。

- 2 評議員は、理事会で特別に承認された場合を除き、正会員の中から選任する。
- 3 評議員は、評議員会を構成し、この定款に定めた事項のほか、理事長の諮問に応じて、法人の運営に関する事項に助言をする。
- 4 評議員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、定年は65歳とする。
- 5 評議員に、評議員としてふさわしくない行為があったとき、又は特別な事情があるときは、理事会及び評議員会の議決を経て、これを解任することができる。この場合、その評議員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- 6 前5項に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(幹事)

第21条 理事長は、理事会の議決を経て、会務の遂行に必要な幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、理事長の命を受けて、庶務を分掌する。
- 3 幹事の任期は、2年とする。

4 前3項に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(名誉理事長及び顧問等)

第22条 理事長は、この法人に対し、特に顕著な功績のあったものの中から、理事会の議決を経て、名譽理事長を推薦することができる。

- 2 理事長は、この法人の役員歴任など多大な貢献のあったものの中から、理事会の議決を経て、顧問を推薦することができる。顧問及び相談役を置くことができる。
- 3 名譽理事長及び顧問は理事会の諮問に応ずるものとする。

第5章 会議

(種別)

第23条 この法人の会議は、総会、理事会及び評議員会の3種とする。

- 2 総会は、定例総会及び臨時総会とする。
- 3 理事会は定例理事会及び臨時理事会とする。
- 4 評議員会は、定例評議員会及び臨時評議員会とする。

(構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権能)

第25条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 監事の選任及び解任
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 解散時の残余財産の帰属
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

2 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

3 評議員会は、この定款に別に定める事項のほか、理事長の諮問に応じ、次の事項について助言する。

- (1) 理事会が必要と認めたその他の事項

(開催)

第26条 定例総会は、毎年1回、理事長が招集し開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき
- (3) 監事が第15条第4項第5号の規定に基づいて招集の請求があつたとき

4 評議員会は、定例評議員会及び臨時評議員会とし、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 定例評議員会は、毎年1回、定例学術集会の会期前に、その開催地において開催する
- (2) 臨時評議員会は、理事会が議決したとき、若しくは評議員現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき

(招集)

第27条 前条第2項第3号及び前条第3項第3号の場合を除き、会議は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から60日以内に、前条第3項第2号及び第3号の規定により請求があつたときは、その日から10日以内に、前条第4項第2号の規定により請求があつたときは、その日から30日以内にそれぞれの会議を招集しなければならない。

3 会議を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(運営方法)

第28条 会議の運営方法はこの定款に定めるもののほか、別に規則を定めることができる。

(議長)

第29条 総会及び理事会の議長は理事長とする。

(定足数)

第30条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

- 2 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。
- 3 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第31条 会議における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 会議の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員、理事及び評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第32条 総会における正会員、理事会における理事及び評議員会における評議員(以下「構成員」という。)の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。また、総会においては、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した構成員は、前2条、次条第1項及び第46条の適用については、会議に出席したものとみなす。
- 4 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第33条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

(委員会)

第34条 この法人に、特別の事項を調査審議するため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の設置及び運営に関する事項については、別に定める。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第38条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第39条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業計画及び予算)

第40条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経て、次の総会に報告することとする。

(予備費)

第41条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経て、次の総会に報告することとする。

(予算の追加及び更正)

第42条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(臨機の措置)

第45条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならぬ。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人の中から、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局)

第51条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任免し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雜則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定めることができる。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長 加藤 治文

副理事長 西坂 剛

理 事 會沢 勝夫、阿部 裕輔、荒井 恒憲、栗津 邦男、石川 烈、
大城 俊夫、小野 一郎、葛西 眞一、梶谷 文彦、菊地 真、
藏本 博行、黒田 寛人、神津 照雄、河野 明正、小中 千守、
佐藤 信紘、嶋尾 仁、鈴木 荘太郎、田尻 久男、中島 進、
中島 龍夫、中塚 正大、橋本 賢二、橋本 大定、馬場 志郎、
藤澤 武彦、三村 征四郎、若松 信吾

監 事 大森 喜太郎、米谷 新

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年度決算に係る通常総会の終結日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年8月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とし、入会金は名誉会員、特別会員及び賛助会員を除き一律 2000 円とする。

①正 会 員(個人) 年 12,000 円

②学生会員(個人) 年 5,000 円

③賛助会員(団体) 年一口 150,000 円 (一口以上)

④名誉会員及び特別会員 なし